

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種 類	会社が発行する株式の総数 (株)
普通株式	4,970,000
計	4,970,000

②【発行済株式】

種 類	発行数 (株)	上場証券取引所名 又は登録証券業協会名
普通株式 (注)	1,342,500	非上場・非登録
計	1,342,500	—

(注) 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(2)【新株予約権等の状況】

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権及び旧転換社債に関する事項は、次のとおりであります。

①平成17年3月25日臨時株主総会決議に基づく新株予約権

種 類	最近事業年度末現在 (平成17年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成17年12月31日)
新株予約権の数	21,640個	21,080個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	21,640株	105,400株
新株予約権の行使時の払込金額	5,000円	1,000円
新株予約権の行使期間	自 平成19年3月26日 至 平成27年3月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,000円 資本組入額 2,500円	発行価格 1,000円 資本組入額 500円
新株予約権の行使の条件	・本新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者が、これを行使することを要する。 付与対象者のうち当社の役員および従業員については、行使時においてもそのいずれかの地位にあることを要する。 別途細則に、本新株予約権の行使について定めのある場合は、この限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	・取締役会の承認が必要である。	同左

(注) 1. 新株予約権の発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式をもって払込金額を調整し、調整による1株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により払込額を調整し、調整による生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 平成17年8月1日付で、株式1株を株式5株に分割しております。そのため、平成17年3月25日発行の新株予約権は、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格、資本組入額が調整されております。
- 提出日の前月末までに6名が退職により権利(2,800株分)を喪失しており、上記株式数等を含めておりません。

②商法等改正整備法第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債

銘柄 (発行年月日)	最近事業年度末現在 (平成17年3月31日)			提出日の前月末現在 (平成17年12月31日)		
	転換社債の残高 (千円)	転換価格 (円)	資本組入額 (円)	転換社債の残高 (千円)	転換価格 (円)	資本組入額 (円)
第1回無担保転換社債 (平成9年10月31日発行)	20,000	1,000	1,000	—	—	—

(注) 1. 平成17年8月1日付で、株式1株を株式5株に分割しております。そのため、平成9年10月31日発行の転換社債の転換請求権は、転換数が、100,000株、転換価格が、200円、資本組入額が100円に調整されております。

- 平成17年9月29日付で転換社債の株式への転換を行っております。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成13年8月1日 (注)1	30,000	178,500	30,000	178,500	—	—
平成14年2月1日 (注)2	20,000	198,500	50,000	228,500	50,000	50,000
平成15年12月30日 (注)3	50,000	248,500	50,000	278,500	—	50,000
平成17年8月1日 (注)4	994,000	1,242,500	—	278,500	—	50,000
平成17年9月29日 (注)5	100,000	1,342,500	10,000	288,500	10,000	60,000

- (注) 1. 平成13年8月1日付の新株引受権の権利行使(30,000株、行使価格1,000円、1株当たり資本組入額1,000円、増加資本金30,000千円)による増加であります。
2. 平成14年2月1日付の第三者割当増資(20,000株、発行価格5,000円、1株当たり資本組入額2,500円、増加資本金50,000千円)による増加であります。
3. 平成15年12月30日付の新株引受権の権利行使(50,000株、行使価格1,000円、1株当たり資本組入額1,000円、増加資本金50,000千円)による増加であります。
4. 平成17年8月1日付の株式分割(株式1株を株式5株に分割)による増加であります。
5. 平成17年9月29日付での転換社債の転換による増加であります。

(4) 【所有者別状況】

(平成17年11月30日 現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	3	—	6	—	—	14	23	—
所有株式数 (単元)	—	750	—	2,350	—	—	10,325	13,425	—
所有株式数の割合(%)	—	5.6	—	17.5	—	—	76.9	100.0	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成17年11月30日 現在)

区 分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内 容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,342,500	1,342,500	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,342,500	—	—
総株主の議決権	—	1,342,500	—

② 【自己株式等】

(平成17年11月30日 現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する 所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(6) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を付与する方法によるものであります。

(平成17年3月25日臨時株主総会決議)

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成17年3月25日臨時株主総会集結の時に在任する当社役員及び同日現在在籍する当社従業員に対して特別に有利な条件をもって新株予約権を付与することを平成17年3月25日臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成17年3月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 6 監査役 2 従業員151 (注) 2.
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
株式の数(株)	21,640株 (注) 3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,000円 (注) 3.
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式をもって払込金額を調整し、調整による1株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により払込額を調整し、調整による生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. このうち提出日（平成18年1月6日）現在までに6名が退職により権利を喪失しております。

3. 平成17年8月1日付で株式1株を5株に分割しております。そのため株式の数は108,200株、新株予約権の行使時の払込金額は、1,000円に調整されております。

2【自己株式の取得等の状況】

(1) 【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

①【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

②【当決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

(2) 【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】

①【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】

該当事項はありません。

②【当決議期間における自己株式の買受け等の状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。従来は配当性向を基準といたしまして、当期純利益の20%を配当とする方針を長らくとってまいりましたが、今後においては、この基準を企業業績に相応し、株主への利益還元を配当金、株式分割などの方法で柔軟に図っていく所存です。内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術・製造開発体制の強化を図るために有効投資して参りたいと考えております。

なお、第26期におきましては、1株につき、普通配当150円、特別配当50円の合計200円の配当を実施いたしました。

4【株価の推移】

当社株式は非上場であり、かつ店頭登録もしておりませんので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
代表取締役社長	—	佐藤廣志	昭和23年3月24日生	昭和49年3月 羽陽産業株式会社 退社 昭和51年5月 青木精志(当社現専務)と共同で、個人事業として電子精密部品の製造を開始 昭和53年3月 日東電子有限会社 設立 代表取締役社長 就任 昭和54年9月 日東電子株式会社 設立 代表取締役社長 (現任) 昭和58年11月 (旧)エヌ・デーソフトウェア株式会社 設立 代表取締役社長就任 ※ 日東電子株式会社は、平成12年4月に(旧)エヌ・デーソフトウェア株式会社と合併し、(新)エヌ・デーソフトウェア株式会社に商号変更しております。 平成15年7月 株式会社日本ケアコミュニケーションズ 設立 代表取締役就任 (現任)	625,500
専務取締役	—	青木精志	昭和22年9月8日生	昭和51年5月迄 実家の家業(個人商店)に従事 昭和51年5月 佐藤廣志(当社現社長)と共同で、個人事業として電子精密部品の製造を開始 昭和53年3月 日東電子有限会社 設立 専務取締役就任 昭和54年9月 日東電子株式会社(旧社名)設立 専務取締役就任(現任) 昭和58年11月 (旧)エヌ・デーソフトウェア株式会社 設立 専務取締役就任 ※ 日東電子株式会社は、平成12年4月に(旧)エヌ・デーソフトウェア株式会社と合併し、(新)エヌ・デーソフトウェア株式会社に商号変更しております。	255,300
取締役	管理本部長	富田 茂	昭和22年1月4日生	昭和44年4月 株式会社殖産銀行 入社 平成6年4月 株式会社殖産銀行 宮内支店長就任 平成12年10月 エヌ・デーソフトウェア株式会社へ出向 理事職 平成14年4月 管理本部長 (現任) 平成14年6月 取締役就任(現任) 平成17年3月 株式会社殖産銀行 退社	2,500
取締役	介護事業部 部長	佐藤隆志	昭和29年4月29日生	昭和56年8月 協栄商事株式会社 退社 昭和56年9月 日東電子株式会社 入社 昭和56年10月 取締役就任(現任) 平成2年4月 技術担当部長 平成12年4月 第2事業部長 平成14年4月 介護事業部部長(現任)	12,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
取締役	総務部長	鈴木隆志	昭和31年2月25日生	昭和58年10月 トヨタ・カローラ山形株式会社 退社 昭和58年11月 (旧)エヌ・デーソフトウェア株式会社 入社 平成4年4月 総務部長(現任) 平成14年6月 取締役就任(現任)	2,500
取締役	営業部長	平 繁美	昭和35年6月1日生	平成3年3月 株式会社大塚商会 退社 平成3年4月 (旧)エヌ・デーソフトウェア株式会社 入社 平成6年4月 営業部長(現任) 平成14年6月 取締役就任(現任)	2,500
常勤監査役	—	金井正人	昭和16年8月7日生	平成13年8月 日本電気株式会社 定年退職 平成13年9月 エヌ・デーソフトウェア株式会社 入 社 市場開発室長 平成14年3月 常勤監査役就任(現任)	2,500
監査役	—	竹田利雄	昭和10年5月20日生	平成11年3月 南陽市商工会事務局長 退職 平成14年4月 赤湯整備事業組合推進委員(現任) 平成16年6月 エヌ・デーソフトウェア株式会社監査 役就任(現任)	—
計					902,800

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社はコーポレートガバナンスの高まりに対応し、特に近時の反社会的な企業不祥事の続発に鑑み、社内コンプライアンスを重点施策とするとともに、適正な商取引慣習の遵守、適切なコスト管理の実現を目指しております。また株主重視の経営を徹底することにより、経営陣が忠実に株主の付託に応えられるものと考えております。その結果として数多くの利害関係者から厚い信頼を受けることのできる体制ができていると考えております。またそうした体制を強化・維持するため、コーポレートガバナンスを重視し、以下のような具体的な施策を実施しております。

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

① 会社機関の基本説明

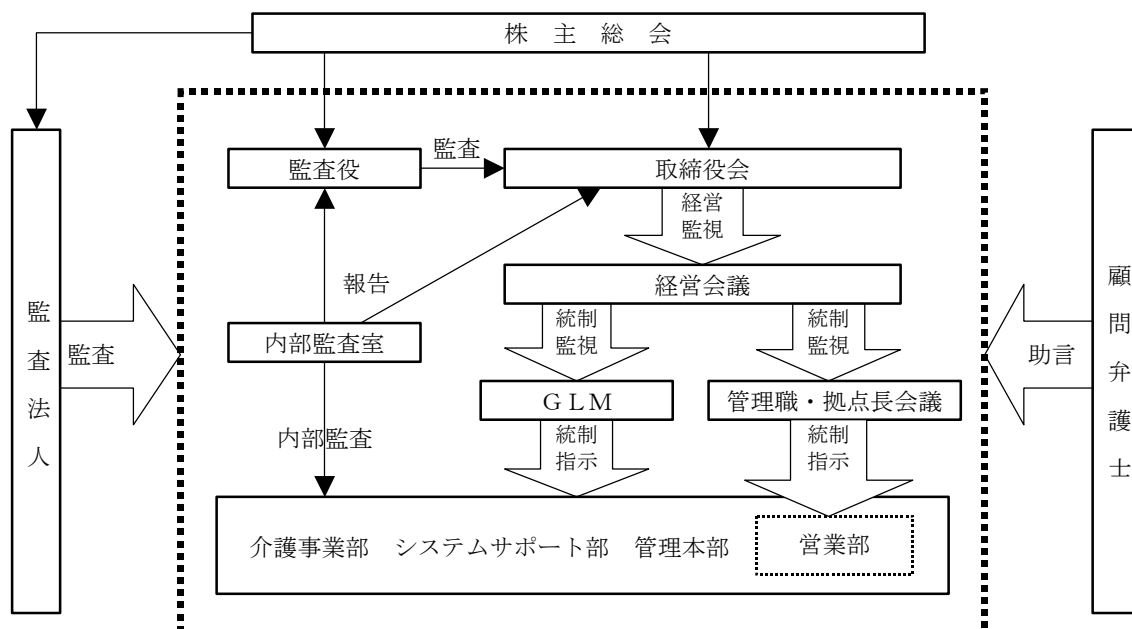
商法上の機関として、会社定款に定められた株主総会と、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会を当社の事業全般に関する最高意思決定機関として位置づけ、また同じく株主総会において選任された監査役は、取締役の職務執行について監査しております。

取締役会のほかに、業務執行の内容を決定する機関として経営会議があり、経営上の重要課題について意思決定を行っています。その下部機構としてG L M（グループリーダーミーティング）があり、各伝達事項の確認、諸般の細かな課題について討議、業務方針の決定を行っています。また、営業部を中心として関連部署が管理職・拠点長会議を開催し、営業施策について討議・決定を行っています。

上記の会議体のメンバーは下記の通りであります。

名 称	メ ン バ ー
取締役会	取締役、（監査役）
経営会議	取締役、各部部長職、（監査役）
G L M	取締役、各部グループリーダー（部課長・主任）、（監査役）
管理職・拠点長会議	取締役、各営業拠点長、管理本部・システムサポート部の部長以上、（監査役）

② 内部統制システム（模式図）



③内部統制システムの整備の状況

内部統制機能を強化するため、平成14年3月に金井正人氏が常勤監査役に就任し、経営陣の監視や法令遵守の監視を行っております。また、平成14年4月1日より社長直属の内部監査室（1名）を設置し、内部監査規程（平成14年4月1日より運用開始）に基づいて内部監査を実施しております。当社における内部監査は、当社の業務運営の適正化を図り、健全経営と効率向上に資することを目的としております。

また、監査役、内部監査室、及び監査法人の三者は緊密な連携を保ち、重ねて調整する必要のある案件、迅速に対処すべき案件を見極め、合理的な監査に努めております。

平成16年6月には竹田利雄氏を、社外から新たに監査役として選任いたしました。今後につきましても、近年の商法改正の方向性に沿った内部牽制機能の強化を目指し、社外の人材を中心とした監査役、及び取締役の増員を検討しております。

(2) 会社と社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害關係の概要

当社の社外取締役及び社外監査役は次のとおりであります。

なお、当社の取締役、監査役とは人的関係を有さず、当社との間に資本的關係又は取引関係その他の利害關係はありません。

社外取締役 該当無し

社外監査役 竹田 利雄

(3) リスク管理体制の整備の状況

前述の内部統制システム（監査役・内部監査室）及び経営会議、管理職・拠点長会議が、リスク管理に相応する業務を適時担当しております。

また、当社のソフトウェア事業部門のサポートセンターにおいて、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（ISMS）の認証を平成17年4月21日付けで取得いたしました。

(4) 役員報酬の内容

取締役の年間報酬総額	6名	44,700千円
監査役の年間報酬総額	2名	4,697千円

(5) 「監査法人」については監査法人トーマツと監査契約を締結し、通常の会計監査に加え、重要な会計的課題についても随時相談、検討を実施しております。

継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成は、監査法人の選定基準に基づき決定されております。具体的には公認会計士及び会計士補を主たる構成員としております。

a. 業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

福田昭英（監査法人トーマツ）

尾町雅之（監査法人トーマツ）

b. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 2名

会計士補 4名

(6) 監査報酬の内容

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	8,000千円
上記以外の業務に基づく報酬	3,400千円